

歴史公文書等に関する情報提供について

外務省外交史料館

白石 仁章 しらいし・まさあき

はじめに：討論の手順確認

第3グループは「歴史公文書等に関する情報提供について」をテーマとし、文書館を訪れた閲覧者が、効率よく資料を利用するために文書館側が行うべき方途について議論した。

当初は、具体的内容として、所蔵資料の目録整備とレファレンス対応の問題が想定されたが、実際に討議を開始したところ、第3グループの参加者が所属する機関は、いずれも目録の整備が喫緊の重要課題となっていることがわかり、目録の整備に関する問題に討議を集中することとした。

その際に、目録には「管理のための目録」および「利用のための目録」（ともにグループ討議のための便宜的仮称）があることがわかってきた。そこで、本報告では、「管理のための目録」、「利用のための目録」それぞれにつき提示された問題点、討議状況などをまとめることとした。

1. 管理のための目録

管理のための目録とは、移管元機関から文書館に移管されてくる際の目録を土台とし、文書館側で付け加えるべき情報（公文書管理法第15条第4項参照）を加えた目録を指す。つまり、移管されてきた文書を管理していくとの観点から必要な情報が掲載された目録を、グループ討議の便宜上「管理のための目録」とし、主として以下の諸点につき意見交換した。

① 公文書管理法との関係

公文書管理法の第15条第4項において目録に記載すべきとされている項目のうち、文書館側で付け加えるべき項目を確認した。その結果「受け入れ年月」、「識別番号」、「公開非公開の情報」、「保存場所」の4点であることがわかった。これらを満たした目録の作成の可否については、各機関とも概ね可能とのことであった。



討論の様子

②目録公表までの準備

公表までの準備にかかわる課題としては、目録を作成した上で、「原則として1年以内に排架を行うものとする」（ガイドライン第B章第1節B-1(2)）と「当該国立公文書館等に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信技術を利用する方法により公表しなければならない」（施行令第19条第2項）が挙げられた。

1年以内の排架については、特段問題は認められなかったが、むしろ問題は後述する「目録の更新」にあるということ意見の一致をみた。

紙媒体、電子媒体を通じての公表については、現段階では一方のみという機関もあり、両媒体で公表する必要があるかについて議論になった。特に、今後は電子媒体が主流で、紙媒体はサービスの範疇であり、各機関の判断に任せるべきとの意見も出た。これに対し、紙媒体には、そこに全情報が入っていることが視覚的に理解できるが、電子情報だと全体量が把握しにくい。またパソコンに不慣れな閲覧者もいるので、紙媒体を用意することは、閲覧者に対して検索手段の選択肢を増やすことにつながるとの意見も出た。討論の結果、可能な範囲で両媒体を用意することが望ましいが、本件についても「目録の更新」の問題が密接に関係することが指摘された。

③目録の更新

目録の更新については、特に公文書管理法などにおいて具体的な規定がないので、各機関独自に対応している。その具体的な内容を大別すると「修正」と「追加」が挙げられる。

誤字・脱字などの誤りについては、できる限り迅速に修正すべきであるが、各機関の事情に合わせて対処せざるを得ない。

追加については、閲覧者側としては迅速な公表を望むが、管理する機関の立場としては、多少時間がかかっても正確な情報を提供することが必要であり、そのギャップを埋めることが難しいとの意見が出た。特に利用請求により、新たに閲覧が認められた文書の情報については、その頻度を考

えた場合いかにして公表していくかが難しいというのは、各機関共通の悩みであることが明らかになった。さらには、既に利用請求が出されて、現在公開に向けて作業中の簿冊に関する情報も、閲覧者側としては、掲載されれば有益な情報であるが、そこまでの情報を付加した上で公表した場合、日々の更新作業が発生し、現実的には困難であるということ意見が一致した。また、紙媒体の更新も労力的負担が大きく困難との意見も出た。

いずれにせよ、目録の更新作業は、修正にあたっては確認作業が必要であり、追加に関しては迅速性が求められ、そのための人的配置も必要となる。また、更新のタイミングは、法的な基準がないゆえに現在各機関それぞれ対応しているが、今後各機関の事例に関する情報を共有することによって、改善点を模索していくべきであろう。

2. 利用のための目録

「管理のための目録」を閲覧者のニーズに合わせるべく改善した目録を、討議の便宜上「利用のための目録」とした。利用のための目録の作成にあたっては、「目録の情報の充実化」と「閲覧者の利便性の向上」の2つの観点から以下のような議論をした。

①目録の情報の充実化

1) 簿冊名の問題

簿冊名は、移管元がつけたタイトルを文書館でも使用しているが、簿冊の内容を必ずしも十分に反映していないことが各機関共通の大きな悩みであることがわかった。

これに関して、簿冊の内容について、より詳細な情報を移管元がデータとして持っている可能性があるのではないかと、もし持っている場合には提供を求めてみるのも一案ではないかとの意見が出た。

また、簿冊の件名の付け方について、文書館側から移管元に働きかけ、一定のルールを設定して作成して貰うことを検討してはどうかとの意見も出た。

いずれにしても、移管元がつけた簿冊名を

文書館側で変更することはできないので、移管元との協力により簿冊名の表記を改善していく必要がある。

2) 資料概要の付与

現状では、1) で指摘されたように移管元が付与したタイトルは必ずしも簿冊の内容を反映しておらず、将来的にはタイトルの付し方を見直すことが重要であるが、現在すでに公表されている目録を改善する必要も認められる。特に、同じ名前の簿冊が何冊も存在する場合、求める情報に行き着くことが困難であることは複数の機関から指摘された。

この場合には、その簿冊に綴じられた文書の概要を簡単にまとめ、目録に付記するということが有効ではないかとの意見が出た。

3) 件名レベルの目録作成

上記1) にもあるように、簿冊情報だけでは不十分なので、件名レベル（細目次）の目録を作成すべきことは、今回の討議の中でも最重要課題として活発に議論された。

本件については、既に取り組んでいる機関もあるが（外部委託により入力を進めている機関もある）、作成に膨大な労力と時間を必要とするため、容易には着手できないでいる機関が大半である。日々の業務に追われつつ、目録を作成することを考えれば、人的・予算的な措置が必要となり、容易には取り組めないのが現状だ。

しかし、本件目録が作成された暁には、多数のメリットがあることも指摘された。第1に、閲覧者が目的の簿冊を探すことが容易になり、閲覧者にも有益であるとともに、文書館側としても出架の回数が減り、閲覧業務の効率化にもつながる。第2にレファレンスも効率的になり、閲覧者へのサービス向上につながる。さらには遠隔地からの資料複写依頼に対して、依頼者の複写希望箇所を特定することが容易になり、現状以上に遠隔地在住者の要望に対応しやすくなるなど、様々な局面で有効に活用されることが予測され、是非取

り組むべき課題であることは、各機関共通の認識であることが認められた。

②閲覧者の利便性の向上

利用のための目録作成に関する検討過程において、閲覧者の利便性の向上にあたり文書館として何ができるか、具体的な方策に関し、以下のような議論がなされた。

1) 適切なキーワードへのガイド

電子データ化された目録を検索する場合、キーワード検索は不可欠であり、閲覧者の利便性向上のためにも適切なキーワードへのガイドを考案することは重要である。

その際、一番の問題は表記の「ぶれ」により検索が困難なことが挙げられた。例えば、外国の人名・地名のカタカナ表記、年号が和暦か西暦か、地名が現行の地名か旧地名かなど多数の具体例が指摘された。

これに対しては類義語、同義語をキーワードとして追加していき、類義語辞典機能を高めていくことが肝要であるとの指摘も出た。例えば、アジア歴史資料センターのHPではかつては、「太平洋戦争」というキーワードではヒットしなかった時期もあった。現在では、例えば「ロシア」で「辞書・表記ゆれを指定して検索」すれば、「ロシヤ」、「露国」、「於呂志屋」などにも対応するようになっている。

他方、参照用資料として、省庁の機構変遷図、合併（特に平成の大合併）前後の地名の一覧などを閲覧室に備え付け、検索の一助としている機関の例が報告された。この方法は、各機関の所蔵資料の特色に即して、直ちに応用が可能であり、注目された。

2) 地図、図面等への対応

地図や図面等は、閲覧者のニーズが高いが、簿冊に綴じられてしまっている場合、閲覧者が探すことが困難なことが指摘された。戦前の街並みを知りたい、町村合併時のエリアを確認したい、さらには地割や土地の境界といった個人の権利に結びつく例も少なくない。海外でも、英国国立公文書館では、世界

各地（特に英国の植民地であった諸地域）の地図が他の資料とは別に地図室という部屋に保管され、自分の先祖の足跡をたどるいわゆるルーツ調査に役立っている例が報告され、改めて地図資料の需要の高さが再認識された。

これについては、簿冊に地図・図面が入っている場合には、目録にその情報を付け加えている機関の例が報告され、具体的対処方法の一例として参考になった。

3) 英語等外国語への対応

インターネット上で目録を公開するようになり、外国人でも簡単にアクセスできるようになった反面、日本語を解さない外国人から外国語、特に英訳を付して欲しいとの要望が増加している。

これに関しては、部分的に実施している機関もあり、アジア歴史資料センターでは、目録情報はファイル名まで英訳もあり、また紹介部分は中国語、韓国語もアップされている。しかし、大部分の機関では、現状ではそこまで手が回らない状況であり、今後の大きな課題ではあるが対応はなかなか困難であるとの意見が多数であった。

4) 保存資料の代替（複製）物に関する情報の付与

保存資料のマイクロフィルム、CD-R など代替物の有無に関する情報も閲覧者には重要であり、ガイドライン第2節B-7(1)⑦にも「利用することができる複製物の存否」は、目録に記載すべき事項の1つとされている。しかし、現状では必ずしも全ての機関が目録に代替物の情報まで載せているわけではない。

これについては、代替（複製）物の有無によって複写の料金が大きく変わる、すなわち原本資料からの複写は業者委託となり、日数も料金もかかるが、代替物の複写であれば、その場で安価でできる例も指摘された。利用者にとって有益な情報は公表すべきという観点からも、代替物の存否に関する情報を目録

に記載する重要性が改めて確認された。

まとめ

「管理のための目録の作成」については、目録の公開や更新について、今後解決していくべき問題は多々認められるが、「利用のための目録の作成」とは異なり、ゴールが想定可能であるので、大きな困難はないのではないと思われる。そのためにも具体的な事例を積み重ね、類縁機関の間で共有していくことが肝要であろう。

「利用のための目録作成」については、作業量に際限がないので、各機関ごとに閲覧者のニーズを確認しつつ優先順位を検討しながら進めていくことになると思われる。しかし、今回の討議において、各機関が行っている閲覧者の立場に立った様々なサービスの実例を知ることができたことは参加者一同大いに得るものがあつた。今後も閲覧者の利便性向上のための方途に関する情報を積極的に交換していくこととしたい。

今回、目録作成の問題につき集中的に討議したが、精度が高く、利用しやすい目録を作ることは、閲覧者の利便性の面からも、レファレンス業務の充実の面からも重要であり、作成者側と利用者側、アナログ、デジタル両面、また汎用性においても資料を効率よく活用するために、我々は常に「さらにベターな目録作り」を考え続けていかなければならないことが再確認された。また、今回の討議が類縁諸機関における目録作りにいささかでも参考になれば、討議参加者一同にとってこの上ない喜びである。

第3グループのメンバーは次の通りである

(名簿順)

寺澤正直（国立公文書館：司会）、永江由紀子（国立公文書館：書記）、中山貴子（国立公文書館：書記）、白石仁章（外務省：原稿執筆）、西村芳将（鳥取県公文書館）、原田輝夫（鳥根県公文書センター）、大八木聡（相模原市：発表）、石川和男（流山市）、加藤明子（綾瀬市）、山口浩司（名張市）